

## ⑥ 個人情報保護は万全ですか

### 1 個人情報とは？

個人情報に係る定義は下図のとおりです。

#### 【個人情報】

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報との照合により特定の個人を識別できるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるもの。

#### 【保有個人情報】

行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であり、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして保有しているもの。ただし、行政文書に記録されているものに限る。

#### 【個人情報ファイル】

保有個人情報を含む情報の集合物であり、次に掲げるもの。

- 一定の事務の目的達成のため、特定の保有個人情報を、電子計算機を用い検索できるよう体系的に構成したもの。
- 上記の他、一定の事務の目的達成のため、氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索できるよう体系的に構成したもの。

### 2 個人情報保護はなぜ必要なのか？

行政機関においては、個人情報の利用が拡大していることに鑑み、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、**個人の権利利益を保護**する必要があります。

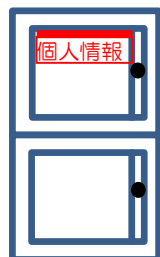
#### 業務の適正かつ円滑な運営



適切な措置

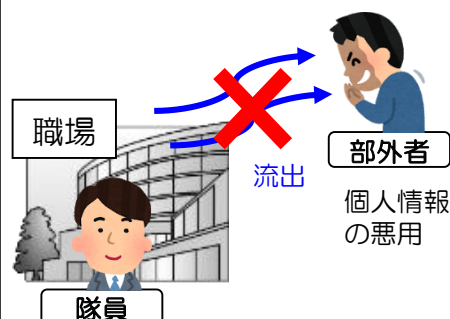


標記の表示



適切な保管

#### 個人の権利利益の保護



## ⑥ 個人情報保護は万全ですか

### 3 心掛けるポイントは？



- 基本的に鍵をかけることのできる容器や書庫で保管
- 上司等の保護管理者による日頃のデータ管理や点検の実施
- 業務に必要なない個人情報を保有しない
- 個人情報を取得した目的以外の用途に利用しない
- 個人情報を関係職員以外が閲覧できる状態に放置しない
- 過失（うっかり）による漏えい防止に注意  
（ホームページや印刷物への掲載、移動時の置き忘れ・盗難、メールの誤送信等）

### 4 違反事例



隊員は、共有フォルダ内に保存され、パスワードが設定されていなかった海上自衛隊に所属する全女性隊員約2,700名分の個人情報（生年月日、家族構成等）を自分のパソコンに保存しました。

そして、他の部署に異動後、職務上の必要がないにもかかわらず、同僚に依頼して電子メールで自身の異動先へ送付させていました。

隊員と話した女性隊員が、自分が伝えていない情報を知っていることを不審に思い、個人情報の持ち出しが発覚しました。【停職5日】

#### 本事例においては、次の事項が問題です！

- 業務上知り得た個人情報の内容を不当な目的に利用したこと
- 保有個人情報等を複製等する際の手続き（保護管理者の許可）不備
- 関係職員以外がアクセスできる共有フォルダに個人情報を格納するとともに、当該個人情報にパスワードが設定されていなかったこと



#### 【その他の違反事例】

- 採用試験の結果を部外者に漏えい 【減給】
- 金銭を受取り、隊員の個人情報を部外者に不正に提供 【免職】
- 帰宅中電車内で居眠りし、個人情報が入ったカバンを紛失 【訓戒】